

多 度 津 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和 6 年 9 月 2 0 日 午前 8 時 5 9 分より午前 9 時 3 7 分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場 2 階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大	西	和	芳
職務代理者（2番）	三	野	敏	彦
職務代理者（3番）	土	田	敏	雄
4番委員	西	山	正	美
5番委員	矢	野	和	幸
6番委員	池	田	一	普
8番委員	山	地		文
9番委員	池	内	利	行
10番委員	河	井	弘	司
11番委員	秋	山	義	充
12番委員	伊	達	和	博
13番委員	宮	武	良	充
14番委員	横	關	幹	夫

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北	岡	康	民
2番委員	大	谷	泰	則
3番委員	眞	鍋	憲	明
4番委員	篠	原	壽	雄
5番委員	眞	鍋	昌	造
6番委員	島	田	和	博
7番委員	高	島	和	秋
8番委員	村	井	文	数

欠席委員

農業委員（1名）

7番委員 細川清二

農業委員会事務局職員

事務局長	海田	康弘
農地係長	亀井	康
主事	炭井	眸

審 議 内 容

事務局長 それでは、少し時間早いですけど、皆様おそろいになりましたので、改めておはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、細川委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は、農業委員14名中13名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速進めていきたいと思います。

最初に、いつもどおり本日の署名委員を私のほうから指名させていただきます。

14番の横關委員さん、それから4番の西山委員さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、昨日の小委員会の報告ですけれども、ちょっと今月について事情がございまして、池田委員さんのほうからご報告よろしくお願いいたします。

池田委員 おはようございます。

昨日の小委員会の報告をいたします。

現地確認で、議案第2号の1件、それから議案第3号が2件、議案第4号が4件、合わせて計7件の現地確認を行いました。特に、大きな指摘等はございませんでしたので、報告いたします。

詳細は、事務局のほうでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

ただいま報告いただきましたけども、これについて何かありました

らよろしくをお願いします。

(なし の声あり)

それでは、ないようでございますので、議案のほうの審議を行いたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

失礼します。

まず初めに、地図の差し替えをお願いします。

机の上に差し替えを置かせていただいておりますが、地図につきまして、議案第3号4条申請の番号2に誤りがありましたので、地図のほうの差し替えをよろしくをお願いします。すいません。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号3番について、議案書を基に朗読】
以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明いただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては、いつもどおり報告事項、報告案件ということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡し理由は兼業・高齢化による経営縮小、譲受け理由は自家消費のための農地取得です。

こちらの農地については、先月8月の定例会で転用申請が提出されましたが、取下げとなった案件になります。

3条申請に至った経緯につきましては、当該農地は申請者より住宅を建築する計画で転用申請が提出されておりましたが、計画が中止となり、取下げされたところです。譲受人は、転用計画用地と同時に、隣に住む父親が耕作していた自家消費用の農地が河川改修により買収

されることとなったことから、その代替地を探しており、転用計画が中止となったこちらの農地をその代替地とし、父親に協力してもらいなら譲受人が耕作するという事で話がまとまり、今月申請書が提出されたものです。

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号につきまして、先月、先々月からの経緯の説明をいただきながら説明いただきましたけども、これについての何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

特にご意見ございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

【議案第3号番号1番から番号2番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました2件の転用申請については、1,000平米未満のため、町建設課の開発許可の協議には該当いたしません。また、2件の申請地は周辺が既に宅地化されており、集団農地を分断するものではないこと、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけども、これについて

何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

【議案第4号番号1番から番号4番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました4件の転用申請については、都市計画法の用途地域内である第3種農地であり、周辺が既に宅地化されており、集団農地を分断するものではないこと、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地には支障がないことなどから、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

この1番、2番につきましては、たまたま先月太陽光発電設備についていろいろご意見があったと記憶しとるかと思います。

それで、私のほうからちょっと、まず1番の南鴨、●●委員さんのほうで意見というか、何かありましたら。

推1番委員

別段ありません。

議長

ないですか。

2番の堀江の●●委員のほうからも、ありましたら。

6番委員

ここは、南鴨も今の現状の田んぼの状態に太陽光パネルを敷くということ聞いたんですけど、ここの堀江は道から1メートル20ぐらい下がったところなんで、そこへ造成も何もせずにパネルを敷くということで、高圧の法規でフェンスが、道からいうたら50センチぐらいしか出ない。それがちょっと問題かなと思うんで、境界からさらに1メートルセットバックさせてフェンスを立てることにしました。そ

れは、ちょっと特別な事情でした。

議長 ありがとうございます。

推1番委員 その分に関してですけど、南鴨の分も周りはフェンスで囲むということになってますから。

議長 この分は、ちょっと懸念しよった。北岡さんのところに手紙が来た分で、ちょっと懸念があったというんではないんかな。

推1番委員 ないです。

議長 そういったことを聞いて、ほかに何かご意見、ご質問ありますか。ございませんか。

(なし の声あり)

特にほかはないようでございますので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用積計面の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号をご覧ください。

【議案第5号番号1番から番号6番について、議案書を基に朗読】

以上の計画要請の内容は、旧経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、9月25日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 ただいま議案第5号の説明をいただきましたけども、これについての何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第5号を承認いたします。

続きまして、議案第6号ですけれども、これにつきましては議事参与の制限というようなことで、矢野委員のほうにちょっと退席していただきたいと思います。

それでは、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号をご覧ください。

【議案第6号番号1番から番号6番について、議案書を基に朗読】
以上です。

議長

今、説明いただきました議案第6号につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第6号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。

これで、議案のほうは以上になります。

それでは続きまして、その他のところで事務局より報告事項をよろしくお願いします。

事務局長

事務局より5点ご報告をさせていただきます。

1点目は、相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は農地転用集計表について、4点目は農地農政検討会の開催について、5点目は京都府城陽市農業委員会の視察受入れについてです。

初めに1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局

今月は、相続届が1件提出されております。

書類については、個人情報の関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局にお返してください。

以上です。

事務局長

2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局

A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください

い。

こちらに記載されております貸借案は、9月26日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長
事務局

3点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

令和6年度農地転用処理集計表と令和6年9月受付事案集計表をご覧ください。

今月の農地転用件数は、農地法第4条申請が2件、農地法第5条申請が4件、合計面積が7,332平米です。内訳といたしまして、第2種農地が1件、地目田、面積が239平米、第3種農地が5件で地目が田が4件、面積が6,961平米、地目畑が1件、面積が132平米となっております。

令和6年度9月受付分までの農地法第4条、第5条の累計といたしまして、農地法第4条申請が2件、農地法第5条申請が10件の合計12件、合計面積が1万2,708平米となります。内訳といたしまして、第2種農地が5件、面積が2,654平米、第3種農地が7件、面積が1万54平米となっております。

以上です。

事務局長

続いて、4点目になります。農地農政検討会については、コロナ感染症の関係で長らく開催できておりませんでした。本年度については12月定例会の12月12日木曜日の夜の開催を今後準備していきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、ご予定のほどよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、これから調整し、また後日ご案内のほうをさせていただきます。

続いて、5点目、京都府の城陽市農業委員会の視察受入れについて、情報提供のほうをさせていただきます。

先日、香川県農業会議を通じ、城陽市の農業委員会より視察の申入れがございました。農業委員会及び集落営農組合の活動を視察予定で、今後事務局のほうで対応の準備のほうを進めてまいります。

日程については、来年1月29日を予定しております。情報提供のほうをさせていただきます。

その他報告については以上になります。

議長

今、5点ほど報告をいただきましたけども、これについて何かご質

問等ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

また、全体にわたりまして結構ですので、何かありましたらお願いいたします。

今、局長から報告がありましたように、コロナでずっと前秋山会長さんのときが最後に、コロナでずっとできてなかったんで、私も今回初めてになるんですけども、日程のほう、予定のほうはお伺いしたとおりでございます。どうぞひとつ全員の参加をお願いしたいなというふうに思ってますんで、よろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、最後に来月の予定についてご報告をいただきたいと思います。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

10月の小委員会は、17日木曜日の午前9時から2階大会議室で行います。当番委員は7番細川委員、推進委員は7番高島委員にお願いしたいと思います。

定例会は、18日金曜日の午前9時から2階大会議室で行います。署名委員は5番矢野委員、6番池田委員、7番細川委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

一応、これで本日予定しておりましたものは全て終わったわけでございますけども、再度全体にわたりまして何かありましたら。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、本当にお忙しい中かと思えますんで、これで閉会したいと思いますけども、何回も繰り返し申し上げますけども、暑いので熱中症等、再度繰り返しますけども、気をつけていただきたいなと思っております。

それでは、本日の定例会はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記